

## 告 示

### 埼玉県告示第七百八十七号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和二年埼玉県告示第七百二十三号（川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 件名

川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価公聴会

#### 二 日時及び場所

ア 令和二年七月二十七日（月）十時から十一時まで

埼玉県会館 六C会議室

イ 令和二年七月二十七日（月）十五時から十六時まで

戸塚環境センター 二階研修室

ウ 令和二年七月二十九日（水）十時から十一時まで

越谷市役所第三庁舎 五階会議室五

エ 令和二年七月二十九日（水）十五時から十六時まで

草加市新田西文化センター 第一会議室

#### 三 事業者の氏名及び住所

川口市長 奥ノ木信夫

埼玉県川口市青木二丁目一番一号

#### 四 中止の理由

公述の申出がなかったため